

# 「新・お部屋の保険」重要事項説明書

## (契約概要・注意喚起情報・その他ご注意いただきたいことのご説明)

- この書面は、ご契約いただく賃貸入居者総合保険の特に重要な事項（契約概要・注意喚起情報）をご説明したものです。ご契約前に必ずご一読のうえ、内容をよくご確認くださいませようをお願いいたします。
- 保険契約者（お客様）と被保険者（保険の保障を受けられる方）が異なる場合は、この内容を被保険者にもご説明ください。
- ご不明な点は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## I. 契約概要のご説明

- ご契約に関する重要な事項のうち、賃貸入居者総合保険の商品内容についての情報を記載しています。
- ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細については「ご契約のしおり」をご参照ください。

### 1. 商品の仕組み

賃貸入居者総合保険は、賃貸住宅にお住まいの方専用の保険で、以下のとおり、家財の損害のほか、様々な費用支出や損害賠償への備えをセットした幅広い保障が用意されている点が特長となっています。

家財保障	借戸室（注）に収容される家財の損害を幅広く保障します。また、事故の際の臨時宿泊費用、転居費用、残存物の取片づけ費用、失火見舞費用、地震災害時の費用、損害防止費用も保障します。
修理費用保障	一定の事故による借戸室の損害についての修理費用を保障します。
入居者賠償責任保障	一定の事故による借戸室の損害について貸主に対して負担する賠償責任による損害を保障します。
個人賠償責任保障	借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活における他人への賠償事故によって負担する賠償責任による損害を保障します。

（注）被保険者所有の保険の対象である家財を収容する申込書記載の借戸室をいい、これに付属する物置、車庫等の付属建物を含みます。

### 2. 保障内容（主なものを記載しています。詳細は「ご契約のしおり」でご確認ください。）

- (1) 家財保険金をお支払いする主な場合  
次に掲げた事故によって、保険の対象である家財が損害を受けた場合に家財保険金をお支払いします。

- 火災、落雷、破裂・爆発 ●風災、<sup>ひょう</sup>雹災、雪災（注） ●外部からの物体の飛来・衝突、水濡れなど ●盗難 ●水災による床上浸水 ●破損等
- （注）風災、雹災、雪災については損害額が20万円以上の場合に限ります。

- (2) 費用保険金等をお支払いする主な場合

(1)の家財保険金とは別に、事故の形態によっては被災時の様々な費用をカバーする保険金（費用保険金）および損害防止費用（以下「費用保険金等」といいます。）をお支払いします。主な内容は次のとおりです。

費用保険金等の種類	お支払いする保険金の内容
臨時宿泊費用保険金	家財保険金が支払われる場合で、その事故により電気・ガス等の供給停止や排水設備の使用不能の結果、借戸室に居住できなくなったため、止むを得ず一時的に宿泊施設を利用した場合の宿泊費用
被災転居支援費用保険金	家財保険金が支払われる場合で、その事故によって家財を収容する建物または借戸室が半損以上の損害を受けたため、借戸室に居住できなくなった結果として支出した次の費用 ① 転居先の賃貸借契約に必要な諸費用 ② 転居先への引越費用
残存物取片づけ費用保険金	家財保険金が支払われる場合で、損害を受けた家財の残存物の取りこわし・搬出・清掃に支出した費用
失火見舞費用保険金	借戸室からの火災、破裂・爆発により第三者の所有物に損害（煙損害・臭気付着損害は除きます。）が生じた場合の見舞金等の費用
地震災害費用保険金	家財を収容する建物が地震等により全損し、家財も全損となった場合
修理費用保険金	借戸室に次の①～③の損害が生じた場合で、賃貸借契約等の契約に基づいてまたは緊急的に自費で修理したときの修理費用 ① 家財保障の対象となる事故（破損等を除きます。）による借戸室の損害 ② 入居者の死亡による借戸室の損害 ③ 借戸室の専用水道管に生じた凍結による損害

費用保険金等の種類	お支払いする保険金の内容
損害防止費用	消火活動のために使用した消火薬剤の再取得費用等

- (3) 入居者賠償責任保障および個人賠償責任保障  
入居者賠償責任保険金および個人賠償責任保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

賠償責任保険金の種類	お支払いする保険金の内容
入居者賠償責任保険金	火災、破裂・爆発、水濡れにより借戸室が損害を被った場合において、貸主に対して法律上の賠償責任を負担することにより被った損害
個人賠償責任保険金	借戸室の使用・管理上または日常生活上の日本国内における偶然な事故により、他人をケガさせたり、他人の財物を損壊し、法律上の賠償責任を負担することにより被った損害

- (4) 保険金をお支払いできない場合  
「II. 注意喚起情報のご説明」の「5. 保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

### 3. 保険契約者（保険のお申込人）

保険契約者は、借戸室の借主または借戸室の入居者となります。

### 4. 被保険者（保険の保障を受けられる方）

- (1) 範囲

被保険者は、この保険契約にかかる借戸室に居住する申込書記載の入居者（「記名被保険者」といいます。）およびその方と当該借戸室に同居する方（「無記名被保険者」といいます。）で、無記名被保険者については、弊社の他の保険契約における記名被保険者ではないこと、およびこの保険契約における借戸室を生活の本拠（注）とする方であること、のいずれにも該当する方に限ります。ただし、家財保障の各費用の被保険者は記名被保険者のみとし、個人賠償責任保障の被保険者のうち記名被保険者の親族以外の方は、当該借戸室の使用または管理に起因する損害賠償責任に関してのみ被保険者となります。

（注）生活の本拠とは、主たる生活の場となっている住宅をいい、生活の場が複数ある場合には、最も長時間起居する住宅をいいます。

- (2) 制限

- ①以下の契約はお引受けできません。
  - i. この保険契約の記名被保険者が記名被保険者となっている同一の家財を保険の対象とする弊社の他の保険契約がある場合
  - ii. この保険契約の保険契約者にかかる弊社の保険契約における被保険者の総数が100名を超える場合
- ②被保険者には以下の制限がありますので、ご注意ください。
  - i. この保険契約の記名被保険者は弊社の他の保険契約の無記名被保険者となることはできません。
  - ii. 弊社の他の保険契約の記名被保険者はこの保険契約の無記名被保険者となることはできません。
  - iii. この保険契約の無記名被保険者が当該借戸室に同居しなくなった場合または当該借戸室を生活の本拠として居住しなくなった場合は、この保険契約の被保険者ではなくなります。

### 5. 保険期間（保障の対象となる期間）

保険期間は、1年または2年です。お客様がご契約される保険期間は、申込書でご確認ください。

## 6.引受対象物件

- (1) ご契約の対象となる借戸室  
住居として使用される借戸室（一戸建を含みます。）とします。
- (2) ご契約の対象となる家財  
借戸室に収容される被保険者所有の家財がご契約の対象となります。ただし、次のものは対象になりません。

[対象とならないもの]

- ①業務用の動産
- ②船舶、自動車、自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車  
(総排気量が125cc以下のものをいいます。)
- ③現金、預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、小切手、有価証券、印紙、切手、乗車券、定期券、商品券、チケット類その他これらに類する物(現金、預貯金証書については、これらに盗難による損害が生じたときは、家財として取り扱います。)
- ④貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの(これらに盗難による損害が生じたときは、家財として取り扱います。)
- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- ⑦動物および植物

- (3) 保険金額(ご契約金額)の決め方  
ご契約いただく保険金額の決定については、次の点にご注意ください。お客様がご契約される保険金額は、申込書でご確認ください。
  - 家財は、その再調達価額(注1)(貴金属・宝石・美術品等については、時価額(注2))が保険金額を決めるときの基準額になります。(注1) 同等の家財を新たに取得するのに必要な金額をいいます。(注2) 同等の家財を新たに取得するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額をいいます。
  - 基準額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは基準額が限度となり、その超過額部分はお支払いの対象になりませんのでご注意ください。
  - 保険契約締結の際、保険金額が再調達価額を超えていたときは、その超過部分について契約を取り消すことができます。保険契約締結後、家財の再調達価額が著しく減少した場合には、将来に向かって保険金額の減額を請求することができます。
- (4) 保険金の削減払について  
弊社は、保険金の削減払を行うことがあります。「II.注意喚起情報のご説明」の「11.保険金の削減払について」をご参照ください。

## 7.保険料

保険料は保険金額と保険期間によって決まります。お客様にお支払いいただく保険料は、申込書でご確認ください。なお、弊社は、この保険契約の保険料の増額を行うことがあります。「II.注意喚起情報のご説明」の「10.保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額について」をご参照ください。

## 8.保険料のお支払い方法(払込方法)

保険料は、一時払でお支払い(払込み)いただきます。分割払制度はありません。

## 9.満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には満期返戻金および契約者配当金はありません。

## 10.解約返戻金

ご契約を解約される場合は、フリーダイヤルまたはホームページで弊社までご連絡ください。解約(保険契約者による保険契約の解除)に際しては、次の算式により算出した額をお返しします。

$$\text{返還保険料} = (\text{保険料} - 2,000\text{円(注1)}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数(注2)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1) 契約初期費用(契約の締結などに要した費用)

(注2) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。

## 11.特約条項

- (1) 法人等契約の被保険者に関する特約条項  
保険契約者が法人または個人事業主である場合、すべてのご契約に「法人等契約の被保険者に関する特約条項」(以下、「この特約」といいます。)が付帯されます。この特約の概要は次のとおりです。
  - この特約により、被保険者の氏名を特定しないことができます。この場合の被保険者は、「保険契約者の役員または使用人で申込書記載の借戸室に入居されている方」となります。(申込書において被保険者の氏名を記載された場合は、この特約の適用はありません。この場合の被保険者については、上記4.をご参照ください。)
  - 被保険者が特定されていないときは、賠償責任保障の保険金額は1,000万円となります。
  - 特約付帯による追加保険料はありません。
  - 保険期間の途中で被保険者を特定される場合や特定された被保険者を変更される場合(特定しないこととされる場合を含みます。)は、その旨弊社までお申出ください。この場合も上記4.の制限が適用されるため、変更には弊社の承認が必要となります。(変更に伴う追加保険料はありません。)
- (2) 保険料の口座振替に関する特約条項  
保険料支払方法が口座振替の場合、「保険料の口座振替に関する特約条項」(以下、「この特約」といいます。)が付帯されます。この特約の概要は次のとおりです。
  - この特約により、この保険契約の保険料は、保険料払込期日(注)に、保険契約者の指定口座から当会社の口座に振り替えることによって払い込むものとします。(注) 保険期間開始日の属する月の翌月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)をいいます。
  - 保険料払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度請求されます。なお、保険料払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが(注)、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合には、保険金のお支払いはできず、ご契約を解除させていただきますこととなりますのでご注意ください。(注) 保険契約者に故意・重過失がない場合に限りです。
  - 保険契約者と指定口座の名義人が異なる場合でも、保険契約上の権利および義務は保険契約者に属します。従って、解約返戻金についても、ご指定がないかぎり保険契約者に返戻することとなります。
  - 解約返戻金のお支払いは、保険料の払込み後となります。
  - 指定口座から保険料を払込みいただく弊社の保険契約が複数ある場合は、各保険契約の保険料を合算してご請求させていただくことがあります。

## II. 注意喚起情報のご説明

- この書面は、ご契約に関する重要な事項のうち、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意ください情報を記載したものです。
- ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、ご契約のしおりをご参照ください。

### 1.弊社がお引き受けする保険契約について

弊社は財務局に登録された少額短期保険業者として以下の条件のすべてに該当する保険契約の引受けを行っています。

- (1) 保険期間が2年以内の保険契約であること。
- (2) 1被保険者にかかる保険金額の合計額が5,000万円以内(注)であること。  
(注) 賃貸入居者保険および賃貸入居者総合保険の賠償責任保障の保険金額の合計額は別枠で5,000万円以内とします。
- (3) 1保険契約者にかかる被保険者の総数が100名以内であること。

賃貸入居者総合保険としての引受範囲は次のとおりとなります。申し込まれた保険契約が引受範囲を超える場合は、お引受けできません。なお、被保険者の範囲・制限については、「I.契約概要のご説明」「4.被保険者」をご参照ください。

### [引受範囲]

- (1) 保険期間について  
1年または2年とします。
- (2) 保険金額について  
この保険契約の被保険者にかかる保険金額の合計額(注)は、5,000万円を超えないものとします。  
(注) 弊社の他の保険契約の当該被保険者にかかる保険金額を含みます。ただし、賃貸入居者保険および賃貸入居者総合保険の賠償責任保障の保険金額の合計額については、別枠で5,000万円を超えないものとします。
- (3) 借戸室の用途について  
居住用に限りです。(専用であるか否かは問いません。)
- (4) 被保険者について  
「I.契約概要のご説明」の「4.被保険者」(1)範囲および(2)制限を満たす場合に限りです。

## 2.クーリングオフについて

ご契約のお申込み後であっても次のとおりクーリングオフ（ご契約申込みの撤回または解除をいいます。）を行うことができます。

### (1) クーリングオフが可能な期間

ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から起算して、その日を含めて8日以内であればクーリングオフを行うことができます。ただし、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

### (2) クーリングオフの方法

クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください。ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリングオフのお申出を受付けることはできませんのでご注意ください。

### (3) お支払いいただいた保険料のご返金

クーリングオフされた場合には、既にお支払いいただいた保険料は、すみやかにその全額を契約者にお返しします。また弊社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合があります。

### (4) 必要事項

クーリングオフを希望される場合は、ハガキ等で次の必要事項をご記入のうえ、弊社までご郵送ください。

- ① ご契約をクーリングオフする旨のお申出
- ② 保険契約者の住所、氏名（捺印）、連絡先電話番号
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ 管理番号（注）または領収証番号  
（注）契約申込書の契約者控でご確認ください。
- ⑤ ご契約を取り扱った弊社代理店名

東京海上火災保険株式会社 220-8135 横浜ランドマークタワー三十五階 〒220-8135 横浜市西区みなとみらい二丁目一丁目 東京海上火災保険株式会社 クーリングオフ係 行	下記の保険契約を クーリングオフします。 申込人住所 氏名 ご連絡先電話番号 印 申込日： 年 月 日 管理番号または領収証番号： 取扱代理店名
---	--

## 3.告知義務・通知義務

### (1) 契約締結時における注意事項（申込書記載上の注意事項）

保険契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります。特に、申込書において告知事項となっている次の事項の記載が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### 【告知事項】

- ① 家財を収容する借用戸室の用途
- ② 借用戸室の所在地
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 被保険者の生年月日
- ⑤ 弊社の他の保険契約の有無

### (2) 契約締結後における留意事項（通知義務）

ご契約後に次のいずれかの事実が発生した場合には、遅滞なく弊社にご通知ください。ご通知にもとづき、ご契約内容の変更の手続きをお取りいただけます。ただし、変更後の内容が引受範囲を超えることとなる場合は、変更後に生じた損害はお支払いの対象外となり、ご契約は解除させていただきますこととなります。

- ① 保険契約者が住所を変更したとき
- ② 保険証券記載の被保険者が借用戸室に居住しなくなったとき
- ③ 前記(1)の告知事項の①から④までの事項に変更が生じたとき

## 4.保険責任の開始時期

保険期間開始前に保険料のお支払いがあり（注）、弊社による引受けの承諾があったことを条件に、保険責任は保険期間開始日の午前0時に開始します。ただし、お申込みのご契約内容が弊社の引受範囲を超える場合は、弊社の保険責任は開始しません。（契約は不成立となります。）この場合、既にお支払いいただいた保険料は、その全額を保険契約者にお返しします。

（注）保険料の口座振替に関する特約条項付契約を除きます。

## 5.保険金をお支払いできない主な場合

保障の種類ごとに次のいずれかに該当する損害については保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみ記載しておりますので詳しくは、「ご契約のしおり」をご参照ください。

- (1) 家財保障、修理費用保障、入居者賠償責任保障、個人賠償責任保障 共通

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- ② 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（地震災害費用を除きます。）
- ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- ④ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- (2) 家財保障
  - ① 保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反によって生じた損害
  - ② 事故の際における紛失または盗難によって生じた損害
  - ③ 家財が屋外にある間に生じた事故による損害。ただし、借用戸室に併設の専用駐輪場または借用戸室が一戸建の場合の敷地内に収容される自転車の盗難を除きます。
  - ④ 雨、雪、雹もしくは砂塵の吹き込み、しみ込みまたはこれらのもの漏入による損害（風災等で建物が直接破損したため生じた場合は風災等の保障対象となります。）
  - ⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
  - ⑥ 家財の瑕疵によって生じた損害
  - ⑦ 家財の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
  - ⑧ 家財に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
  - ⑨ 家財に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷または家財の汚損であって、家財の機能に支障をきたさない損害
  - ⑩ 偶然な外来の事故に直接起因しない家財の電氣的または機械的の事故によって生じた損害
  - ⑪ 詐欺または横領によって生じた損害
  - ⑫ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
  - ⑬ 電球、ブラウン管等の管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
  - ⑭ 置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- (3) 修理費用保障
  - ① 保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反によって生じた修理費用
  - ② 借用戸室の自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵によって生じた修理費用
  - ③ 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
  - ④ 被保険者が借用戸室を明け渡した後に発見された原状回復に必要な修理費用
- (4) 入居者賠償責任保障
  - ① 被保険者の心神喪失または指図による借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
  - ② 改築、増築、取りこわし等の工事による借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った工事による場合を除きます。
  - ③ 被保険者と借用戸室の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
  - ④ 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- (5) 個人賠償責任保障
  - ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
  - ② 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ③ 借主である被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
  - ④ 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
  - ⑤ 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
  - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物（受託品を含みます。）の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任
  - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
  - ⑨ 航空機、船舶、車両（自転車を除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - ⑩ 排気（煙を含みます。）または廃棄物によって生じた損害賠償責任
  - ⑪ 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の瑕疵、劣化またはさびに起因する損害賠償責任

## 6. 保険料の払込猶予期間・契約の失効について

保険料の払込猶予期間はありません。(注)

保険の対象である家財の全部が滅失した場合または借戸室の用途が変更された場合には、その事実が発生したときにこの保険契約はその効力を失います。その場合には、弊社の定めるところにより保険料の一部を返還させていただく場合がありますので弊社までお問い合わせください。

(注) 保険料の口座振替に関する特約条項付契約の場合は払込みの猶予があります。詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

## 7. 保険契約者保護機構について

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

## 8. 再保険について

弊社は東京海上日動火災保険株式会社およびトア再保険株式会社を再保険引受会社とし、弊社が保有する契約の保険期間を充足する期間において、1保険契約につき1事故あたりの支払保険金が1,000万円を超える部分に対する再保険を手配しています。

## 9. 更新(継続)の際の保険契約について

- (1) 更新に際しては、保険期間満了日の2か月前までに、更新契約に関するご案内文書をお送りします。この場合において、事業収支を検証した結果、必要となったときは、弊社は保険料、保険金額等について見直す場合があります。
- (2) 保険期間満了日の1か月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご案内した内容で保険契約を更新いたします。ただし、保険期間満了日までに更新契約(注)にかかる保険料のお支払いがない場合は、保険契約の更新を行わないものとします。なお、ご案内の内容を変更してご契約される場合は、保険契約の更新は行わず、新たな保険契約を改めてご契約いただきます。  
(注) 保険料の口座振替に関する特約条項付契約を除きます。
- (3) 更新契約に対しては、新たに保険証券は発行せず、「保険契約更新証」を発行することがあります。なお、保険契約者からご請求があれば保険証券を発行します。
- (4) 弊社が、普通保険約款、保険契約の引受範囲、保険料等を改定した場合には、更新後契約に対しては、更新後の保険期間の初日における普通保険約款等が適用されるものとします。
- (5) 弊社は、事業収支を検証した結果、更新契約の引受けが困難となった場合その他必要となった場合には、保険契約の更新を行わないことがあります。この場合は、保険期間満了日の2か月前までに、その旨をご案内するものとします。

## 10. 保険期間中の保険料の増額および保険金額の減額について

弊社は、事故が弊社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、弊社の定めるところにより、この保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

この場合は、書面によりその旨を通知します。なお、通知を行う前の事故については、この保険金額の減額の適用はありません。

## 11. 保険金の削減払について

弊社は、巨大災害等が発生した結果、弊社の事業収支が著しく悪化した場合は、弊社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。

この場合は、書面によりその旨を通知します。なお、通知を行う前の事故については、この保険金の削減払の適用はありません。

### その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険証券をご郵送いたしますので、届きましたら表示内容をご確認ください。
- (2) 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、保険契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店と有効に成立した保険契約は弊社と直接締結されたものとなります。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。

- (1) 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- (2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること
- (3) 弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等の間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- (4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ  
<http://www.tmssi.co.jp/>をご参照ください。

## 事故が起こったときの手続き

- (1) 事故が発生した場合は、すみやかに弊社までご連絡ください。
- (2) 賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- (3) 保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類を提出していただきますので、弊社にお問い合わせください。
- (4) 家財保険金の支払額が、1回の事故につき家財保険金額に達したときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。保険契約が終了する場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額されません。

## ◆事故受付フリーダイヤル

事故のご連絡は下記フリーダイヤルで承ります。

**☎0120-811-333**

事故受付/24時間・365日 営業時間: 月～金 9:30～17:00  
(営業時間以外の時間帯、土日・祝日、12月30日～1月3日は受付のみとなります。)

弊社ホームページでも事故受付をいたします。

[HP] <http://www.tmssi.co.jp/>

## お引越(退去)・ご契約内容に関するお問い合わせ

**☎0120-670-055**

受付時間/月～金 9:30～17:00  
(土日・祝日、12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。)

弊社ホームページからでも手続きが可能です。

[HP] <http://www.tmssi.co.jp/>

## 弊社の保険に関するお申し出

### ◆弊社の保険に関するご不満・ご要望 受付窓口

東京海上ミレア少額短期保険株式会社 お客様の声受付

**☎0120-670-055**

受付時間/月～金 9:30～17:00  
(土日・祝日、12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。)

### ◆裁判外紛争解決手続きについて

弊社との間で問題が解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会  
少額短期ほけん相談室

**☎0120-821-144**

受付時間/平日9:00～12:00、13:00～17:00  
(土日・祝日、12月29日～1月4日はお休みとさせていただきます。)